

# やっぱり気になるお金のこと

妊娠・出産にはお金がかかりますが、さまざまな経済的支援を受けることができます。健康保険や市役所から支給される制度についての知識をもっておきましょう。

## すべてのお母さんに

### ● 出産育児一時金支給

大和郡山市国民健康保険の被保険者または被保険者の妻が出産すると、一児につき404,000円（令和4年1月1日以降408,000円）（産科医療補償制度の対象となる出産の場合は420,000円）が支給されます〔令和3年10月現在〕。妊娠4か月（12週／84日）を経過していれば、流産・死産の場合も同額の支給を受けられます。また、多胎児を出産した時は胎児数ごとの支給となります。

※大和郡山市国民健康保険の場合は市役所保険年金課給付係（内線322・323・341）、社会保険など他の健康保険の場合は、各勤務先または各健康保険組合へお問い合わせください。

### ● 児童手当 子育て支援課（内線:522）

#### 児童手当を受けられる人

中学校修了までの児童（15歳を超え最初の3月31日までの間にある児童）を養育している人。ただし、一定以上の所得のある人は特例給付として子ども1人につき一律5,000円支給されます。詳しくはお問い合わせください。

#### 請求の方法

出生の日から15日以内に、認定請求書を子育て支援課の窓口へ提出してください。（公務員の場合は勤務先に提出）

手続きが遅れると、受けられる月の手当が受けられなくなります。なお、認定請求書はこども福祉課の窓口にあります。

#### 児童手当の月額（一人あたり）

3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円 <small>ただし、第3子以降は15,000円</small>
中学生	10,000円

#### 請求に必要なもの

- ①印鑑
- ②請求者名義の口座のわかるもの
- ③年金加入証明書または請求者の健康保険証（国民年金加入者は不要）
- ④請求者および配偶者の個人番号カードまたは通知カード+本人確認書類
- ⑤その他必要に応じて提出いただく書類があります。

### ● 子ども医療費助成 保険年金課 医療係（内線:327・328）

乳幼児（0歳から就学前まで）を養育される人に、医療保険の自己負担額の一部が助成されます。助成を受けるには、「受給資格証」の交付を受ける必要があります。

赤ちゃんの健康保険証を受け取られてから申請してください。

また、小・中学生の子どもを養育される人にも、医療保険の自己負担額の一部が助成されます。こちらも「受給資格証」の交付を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。

#### 申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②乳幼児・子どもの健康保険証
- ③乳幼児・子どもを養育している人の口座のわかるもの
- ④その他必要に応じて提出いただく書類があります。

### ● 産前産後の国民年金保険料免除 保険年金課 国民年金係（内線:325・326）

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

対象者は、「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方です。出産予定日の6か月前から届出可能です。

### ● 確定申告（医療費） 奈良税務署（☎ 0742-26-1201）

出産や入院での医療費が<sup>※注1</sup>10万円を超えた場合は、税務署へ確定申告をすれば所得税が払い戻される場合があります。控除額は、1年間に支払った医療費から出産一時金、生命保険の入院給付金などを引き、さらに<sup>※注1</sup>10万円を差し引いた分が医療費控除の対象額となります。

※注1…10万円または、所得金額の5%のどちらか少ない額。

#### 控除額の計算式

医療費控除額  
(最高200万円)

＝ 支払った医療費

－ 保険金などで補填  
される金額

－ 10万円

(所得金額が200万円未満の人は所得金額の5%)

※医療費として認められるもの…定期健診の費用、分娩費、入院費など